

「坂井市自転車等の放置防止に関する条例」(案)に対するパブリックコメントの実施結果について

1 募集案件

「坂井市自転車等の放置防止に関する条例」(案)

2 募集期間

令和7年1月24日(金)から令和7年2月2日(日)

3 実施結果

(1) 意見の提出者数

1人

(2) 意見の提出件数

2件

4 提出された意見とそれに対する市の考え方

	意見の内容	市の考え方
1	駅の駐輪場には放置自転車も多く、「美観が損なわれる」「犯罪の危険性がある」等利用者からの声もあります。今回、条例化の話聞き、安全安心な坂井市の実現の一步として是非とも速やかな施行をお願いしたいです。	いただいたご意見に沿えるよう、条例制定後は、市民のみなさまへの周知期間を設けて放置自転車の防止に対する意識を高め、速やかに市民の良好な生活環境が確保されるよう取り組んでまいります。
2	放置自転車の撤去・対策については、一般市民からすると主管部署が分かりにくいこともあり、通報しにくくなっているのではないかと思います。	市民のみなさまからの通報に対し、適切にご案内ができるよう職員間で十分に連携するとともに、関係課が速やかな対応を図れるよう態勢を整えてまいります。